※受付番号No.

高所作業車運転技能講習受講申込書

写真 $(3.0 \times 2.5 \text{cm})$ (6ヶ月以内撮影) 1枚を 添付のこと

,	フリガナ							性別			生	年	月	目		
j	氏 名							男・す	ζ.	昭 平	:	年		月	E	∃
												垂	7 便	番	号	
1	住 所					(電話	舌 —	_	-)	F		_	-		
		1	移動式クレ							36,000	円					
)	毒習の一部免 余資格の有無 該当番号を○ で囲み、資格は コピーさい。)	2	小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定に合格した者 道路交通法の大型特殊自動車免許、大型自動車免許中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者			術検定に 加車免許、 通自動車 一ダー等み 機械(基礎 に用)運転	受講料	38,000	円	テキスト代	会 非 <i>全</i>	員員	0 1,850	円円		
所	事業所名									電話						
属	所在地 〒					建災	防山 貞		:支部:		の有無 会 員					
事業主証明 又は 所属長証明			こ記の記載事	事項に相	目違?	ないこと	を証明し	ます。							-	
講習の一部免除 希望の有無		余	有・無	備考	考	除を受け。	<u></u> りとする ようとする ようとする	者は、その	資格	各を有する	_	※資	格確認	印		

平成 年 月 建設業労働災害防止協会山口県支部長 殿

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

申 込 者	
(受講者本人)	

(注)1. この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確(戸 籍に記載されている文字)に楷書で記入して下さい。 なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。

- 2. ご本人確認のため、受講申込時、公的書面(自動車運転免許証・パスポート・住民票等)の原本及びその写しを持参下さい。
- 3. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了試験を受験できません。
- 4. 受講料は、受講目から4営業目前までのキャンセル・欠席は、返却いたしません。
- 5. 写真 (3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、裏面に氏名記入) 1 葉を添付する(貼り付けない)こと。
- 6. ※印の欄は記入しないこと。

		※ 試!	※合否の別 ※	*							
学	作業装置	原動機	一般	法令	計	76 U U V 2/3/3	修了証番号	第			号
科							15 1 11111111				
71-1						合・否	※ 修了証				
実作業装置の操作							交付年月日	平成	年	月	日
技		11 未 表 [•			X11 1 / 1 F				
*	※記事欄										

講習科目の範囲及び時間 (学 科)

講習科目	範囲	講習時間
作業に関する装置の構造及び 取扱いの方法に関する知識	高所作業車の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	5 時間
原動機に関する知識	内燃機関の構造及び扱いの方法 動力伝達装置及び走行装置の種類	3時間
運転に必要な一般的事項に 関する知識	高所作業車の運転に必要な力学 感電による危険性	2 時間
関係法令	労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間

(実 技)

講習科目	範囲	講習時間
作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による作業床の昇降等	6 時間

講習科目の一部が免除される者

区分	受講の免除を受けることができる者	講習免除科目
1	移動式クレーン運転士免許を受けた者又は 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	原動機に関する知識 運転に必要な一般的事項に関する知識
2	1 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者2 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者3 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習、工工、不整地運搬車運転技能講習を修了した者	原動機に関する知識

資格証の写	し を 添 付
○自動車免許証	○技能講習修了証